

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

U I J ターンによる起業・就業者創出計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、大多喜町、御宿町、鋸南町

3 地域再生計画の区域

館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町の全域

4 地域再生計画の目標

千葉県では、東京に近接する地域を除いて、人口減少が進んでいる。今般、国が設定した条件不利地域（千葉県においては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法及び山村振興法の対象地域を有する市町）は、国勢調査結果によると、40年以上も人口減少が続いている地域であり、過疎や高齢化等が特に深刻な課題となっている。

この条件不利地域では、人口は40年前の約35万人（1975年国勢調査）から2割以上が減少し、現在は千葉県全体の概ね4%に相当する約27万人（2015年国勢調査）となっている。また、面積は千葉県全体の概ね25%を占める約1,300km²で、人口密度は約209人/km²となっており、これは全国平均の約341人/km²に比して著しく低くなっている。さらに、高齢者人口の割合（65歳以上の人口の割合）は約37.9%で、全国平均の約26.6%に比して著しく高くなっている。

一方で、千葉県は、三方を海に囲まれ、内陸部には緑豊かな丘陵地などを擁していることから、サーフィンやダイビングなど多様なマリンスポーツをはじめ、森林浴や紅葉狩りなどを楽しんだり、新鮮な農水産物を手に入れたりすることができるなど、東京圏の中でも特に多様性に富んだ、非常に高いポテンシャルを有している。

この条件不利地域において、人口減少に歯止めをかけ、地方創生の実現を目指すためには、一極集中が続く東京23区の在住者や、東京都・埼玉県・神奈川県（条件不利地域を除く）在住で東京23区への通勤者に対して、例えば、海辺や里山で暮らし、自らのスキルを活かしながら地域の中小企業等で働いたり、人口減少等により増加している空き家や空き公共施設等を活用して起業したりするといった魅力あるライフスタイルを発信するとともに、条件不利地域内の各市町が「暮らし」や「しごと」の強みを自治体間の垣根を超えて共有し、補完し合うことが何よりも重要である。

そこで、この条件不利地域内の市町と県の広域連携により、移住支援や就業支援をはじめ、過疎や高齢化等によって生じる多様な地域課題の解決に資する分野での起業支援にも一体的に取り組むことで、当該地域の活力や魅力を高め、千葉県における地方創生の深化に着実に結び付けていくため、本事業を実施するものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分	2020年度増加分
本移住支援事業に基づく移住就業者数(人)	0	78	78
本移住支援事業に基づく移住起業者数(人)	0	2	2
本起業支援事業に基づく起業者数(人)	0	2	2
マッチングサイトに新たに掲載された求人数(件)	0	120	80
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数(世帯)	-	-	-

2021年度増加分	2022年度増加分	2023年度増加分	2024年度増加分	K P I 増加分 の累計
78	78	78	78	468
2	2	2	2	12
2	2	2	2	12
80	80	80	80	520
-	20	20	20	60

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ(内閣府)：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

・UIJターンによる起業・就業者創出事業(移住支援事業・地域しごとマッチング支援事業)

・UIJターンによる・起業・就業者創出事業(地域課題解決型起業支援事業)

③ 事業の内容

【移住支援】

国が設定する条件不利地域への移住・就業等を加速させるとともに、当該地域の中小企業における人手不足を解消させること等を目的として、県内の条件不利地域に移住し就業する方や移住し特定分野で起業する方等に対し、移住支援金を支給する。

【マッチング支援】

地域経済への波及効果等の観点から条件不利地域内の中小企業等における人材のミスマッチや人手不足の解消等を目的として、移住者に対し、求人情報や暮らし情報等を一元的に提供するマッチングサイトを運営するとともに、中小企業等に対し求人広告の作成を支援する。

【起業支援】

社会的事業における効果的な起業の促進を目的として、県内の条件不利地域において地域課題の解決に取り組むために、①地域活性化関連事業、②まちづくり推進関連事業の分野で新たに起業する者、③地域活性化関連事業又はまちづくり推進関連事業の分野で、かつSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業する者に対し、必要な経費の一部を助成するとともに、事業立ち上げ等に関する伴走支援を行う。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

千葉県では、行政が移住支援金の支給やマッチング支援の提供を行うために必要な全体的な整備や調整を行うことにより、人手不足に悩む地域の中小企業等への就職や、地域にとって必要とされている事業分野における社会的事業の起業を促進するとともに、移住者に対する地域の情報の提供等により、移住者を受け入れるのに適した環境整備を行う。その一方で、求人を行う地域の中小企業等は、人材紹介会社求人、地域金融機関等の支援も活用しながら、移住希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して人材を確保し、地域産業の基礎を作る。

また、千葉県は、事務局業務を行う民間事業者に対して補助を行うことを通じて、民間の知見を活用しつつ、起業家が抱える起業に伴う課題に対して販路開拓支援、起業家相互のネットワーク形成支援、財務・金融支援、事業計画見直し支援等の伴走支援を行うことで、起業者の実施する事業の安定化、自立的な事業運営を図り、地域社会の持続化につなげる。

このように官民が協働することによって、幅広い者の参加を促す仕組みとするとともに、それぞれの立場を活かして政策効果のより高いものとする。

【地域間連携】

千葉県では、県は県内全域を見渡す立場から、移住支援金支給者の対象就業先となる企業の選定要件や起業における事業分野等を軸として、就業・起業が促進されるよう全体的なスキームの調整を行う。その一方で、各市町は個別の地域の事業をよく知る立場から、移住支援金の就業先となる具体的な企業の掘り起こしや、移住者に対する地域の情報の提供といった支援、起業支援事業における、市町の実施する創業支援事業との協働、支援すべき事業分野の策定に係る市町の意見聴取等の連携を行う。

【政策間連携】

千葉県では、移住支援金支給者の就業先として担い手不足等に悩む中小企業を選定したり、起業支援事業において地域の必要性に応えるべく社会的事業の事業分野を位置付けて移住者による社会的事業の起業を促進したりすることにより、移住政策を地域における雇用の確保や産業振興へとつなげる。これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

【デジタル社会の形成への寄与】

千葉県では、管理・運営を行うマッチングサイトにおいて、ITに関する知識やスキルを必要とするデジタル人材に関する求人を積極的に掲載することや、起業支援事業、新規就業等支援事業等との連携、人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等とのつながりを活用することで、デジタル人材と人材不足企業のマッチングを支援するとともに、地域企業におけるデジタル技術の活用を促進する。

また、千葉県は、起業支援事業において、申請要件にデジタル技術の活用（例：キャッシュレス決済の導入やWeb予約システム、ECサイトによる販売等）を追加し、起業をする者の生産性向上、機会損失の解消、顧客の利便性向上、商品・サービスの高付加価値化を支援し、地域のデジタル社会の形成を図る。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

産官学金労言士等で構成する「千葉県地方創生総合戦略推進会議」において、地方創生推進交付金事業に係るKPIの達成状況などに対する意見聴取及び効果検証を行う。

【外部組織の参画者】

千葉県地方創生総合戦略推進会議 11名
（千葉県市長会・千葉県町村会、㈱千葉銀行、（一社）千葉県商工会議所連合会、千葉県農業協同組合中央会、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会、日本労働組合総連合会千葉県連合会、㈱千葉日报社、千葉敬愛短期大学、和洋女子大学、ノートルダム清心女子大学、千葉大学）

【検証結果の公表の方法】

外部有識者による効果検証後、県ホームページ等に掲載する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 521,152千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

＜支給対象事業の要件＞

ア 県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業等であること。ただし、事業承継又は第二創業をする場合には、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野であること。

イ 本事業を行う千葉県内条件不利地域の管内で実施する事業であること。

ウ 「事業を運営することを予定している所在地の属する 千葉県内条件不利地域の市町から事業内容について本事業の支援対象事業として適切である旨の意見書を得ている事業であること。

エ 国の交付決定日以降、完了日までに起業等を行うこと。

オ 公序良俗に反する起業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二条において規定する風俗営業等）でないこと。

＜その他＞

補助金執行の事務の簡素化等を考慮して、起業支援事業の対象となる人件費については、短期的なアルバイトによる賃金に限ることとする。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。